

ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第58号

ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

ふじのくに地球環境史ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例（平成27年静岡県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
(1) 常設展示		(1) 常設展示	
利用区分	観 覧 料	利用区分	観 覧 料
個人	<u>300円</u>	個人	<u>500円</u>
団体	1人につき <u>200円</u>	団体	1人につき <u>400円</u>
(略)		(略)	
(2) (略)		(2) (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。